

熊本県市町村介護予防事業評価支援会議設置要項

(目的等)

第1条 市町村における効果的な介護予防関連事業の実施を支援するための方策を協議するために、熊本県市町村介護予防事業評価支援会議(以下「会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、市町村が行う介護予防事業の評価支援のために必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 会議は、熊本県地域リハビリテーション推進会議の委員をもって充てる。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会議の会長は、熊本県地域リハビリテーション推進会議の会長をもって充てる。

4 会長は、会議を代表し、会務を総括する。

(会議)

第4条 会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課に置く。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成20年12月19日から施行する。

2 この会議は、熊本県地域リハビリテーション推進会議を兼ねるものとする。